外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（案）に関する意見募集の結果について

令和８年４月７日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（案）について、令和８年２月５日（木）から同年３月６日（金）まで御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	安易に外国人労働者の受入拡大に走るべきではない。	育成就労制度においては、育成就労産業分野ごとに作成している分野別運用方針において、生産性の向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定しております。
２	本制度の運用が地方自治体に過度な負担や責任を押しつけることになるため、地方自治体への支援が必要ではないか。	本告示は、新たに地方自治体の事務を定めるものではございません。